

○厚生労働省告示第六十三号
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。
平成二十四年二月二十四日
厚生労働大臣 小宮山洋子